

理事の職務権限規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、労働者協同組合ワーカーズコープちばの定款第22条および23条における役職理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規定において、理事とは、理事並びに理事長及び副理事長、専務理事、事務局長をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び本法人が定める規程等を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第4条 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本法人の業務の執行を決定する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、これを主宰する。
- (3) 人事に関する事、予算に関する事、決算に関する事、決済に関する事の最終決裁権者である。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- (2) 理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(事務局長)

第8条 事務局長の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、本部機能（総務、経理）の業務のとりまとめをするものとする。

(代行順序の決定)

第8条 代行順序については、理事長、副理事長、専務理事、事務局長の順とする。

第3章 補 則

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

第4章 附 則

(施行年月日)

第11条 この規定は、2021年1月18日から施行する。
この規定は 2022年12月11日に労協法人用に移行。